

保感第256号  
令和3年5月20日

県内事業者様

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 玉城 デニー

「沖縄県医療非常事態宣言」への協力について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

県内では、今まで経験したことがない感染拡大に突入し、新規陽性者数203名、療養者数1639名と過去最高となり、新型コロナ専用病床占有率・非コロナの一般病床占有率が9割を超え、このままのペースで増加すると、来週には入院が必要でも出来ないという事態となります。

県では、「まん延防止等重点措置」指定に伴う対処方針に基づき感染防止対策の取組をお願いしているところですが、医療提供体制に対する負荷を軽減するためには、人との接触機会を低減し、新規の感染者を減少させるしかありません。

県内事業者の皆様におかれましても下記の沖縄県対処方針に基づく取組の実施に加えて、医療非常事態宣言に伴う感染防止対策の実施を新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき要請いたします。

事業者の皆様には、ご苦勞をおかけしますが県民のいのちと健康を守るために是非ともご理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 沖縄県医療非常事態宣言による要請事項

(1) 不要不急な救急受診を控えてください

発熱相談コールセンター（098-866-2129）または、昼間のクリニック等のかかりつけ医に相談ください。お子さんの場合は、#8000を活用願います。

(2) 体調不良の人は、仕事を休ませてください。

(3) ルールを守らない飲食店（感染防止対策が徹底されていない。時短要請に応じていない）は利用しないでください。

(4) 今一度、マスクの着用、手洗い、換気の実行をお願いします。

2 沖縄県対処方針による要請事項

(1) 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降（夜8時）、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に従っていない店舗の

利用を控えるよう求めること

- (2) 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、従業員の体調管理の徹底（出勤時の検温等）、休憩時間や社員寮等の集団生活での対策を含めた感染防止対策を徹底すること（参照：感染リスクが高まる「5つの場面」）
- (3) 従業員等に対し、懇親会、歓迎会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること
- (4) 「出勤者の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組を推進すること
- (5) 各業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

3 添付資料

- (1) 沖縄県医療非常事態宣言
- (2) 「まん延防止等重点措置」指定に伴う県対処方針
- (3) 感染リスクが高まる「5つの場面」
- (4) 感染拡大予防ガイドライン
- (5) 飲食の場面におけるコロナ感染症対策
- (6) 発熱時の相談受診フロー

問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症等対策

本部総括情報部感染症対策課

TEL 098-866-2014

FAX 098-861-2888